

資料 2

富山市ひとり親家庭学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 ひとり親家庭の児童は、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内での教育が十分に行き届きにくい。

本事業は、こうしたひとり親家庭の児童が抱える特有の課題に対応するため、元教員や大学生等の学習支援員（以下、「学習支援員」という。）がひとり親家庭の児童の学習を支援することにより、児童の学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は富山市在住で次の要件を全て満たす中学生の児童（以下、「対象児童」という。）とする。

(1) 児童扶養手当受給世帯又は富山市ひとり親家庭等医療費助成受給世帯の児童であること。ただし、生活保護を受けている児童を除く。

なお、年度途中で児童扶養手当全部支給停止又は富山市ひとり親家庭等医療費助成受給資格非該当となった世帯の児童は、当該年度末までは、継続して対象児童とすることができる。

(2) 学習塾、家庭教師、通信教育等を利用していないこと。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は富山市とし、事業の一部又は全部を母子・父子福祉団体、NPO法人、学習支援を行う企業等（以下、「事業者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第4条 公共施設等を利用し、教室方式（拠点集合型）で学習支援を実施する。

(申請及び利用決定)

第5条 学習支援を希望する対象児童の保護者は、「富山市ひとり親家庭学習支援対象家庭登録申請書（様式1）」を年度ごとに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、「富山市ひとり親家庭学習支援事業利用決定通知書（様式2）」により保護者へ通知する。

(利用の辞退)

第6条 学習支援の利用決定後に、何らかの理由により利用を辞退しようとする対象児童

の保護者は、「富山市ひとり親家庭学習支援事業利用辞退届（様式3）」を市長に提出しなければならない。

（利用の停止）

第7条 市長は、学習支援の利用決定後に、対象児童としての要件を欠いていることを把握した場合は、当該対象児童の保護者に「富山市ひとり親家庭学習支援事業利用停止通知書（様式4）」により通知し、事業の利用を停止できる。

（実施方法等）

第8条 事業の実施方法は、次のとおりとする。

- （1）コーディネーターの配置 本事業の実施に当たり、学習支援員の募集選定、実施場所の選定、日程調整、事業の周知、対象家庭の登録、対象児童や保護者との連絡調整や相談の実施等を行うコーディネーターを配置すること。
- （2）管理者の配置 本事業の実施に当たり、学習支援員の指導・調整、会場運営に係る管理など、現場を統括する管理者を配置すること。
- （3）名簿等の作成 本事業の実施に当たっては、「富山市ひとり親家庭学習支援対象家庭名簿（様式5）」及び「富山市ひとり親家庭学習支援員名簿（様式6）」を作成し、適正に管理すること。
- （4）学習支援に係る費用 学習支援員による支援は無料とする。ただし、学習に要する教材及び実施場所への交通費は、支援を受ける家庭の負担とする。
- （5）学習支援員の募集及び登録等 学習支援員は、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められるものであって、児童に対して適切な学習支援ができる者を選定し、登録すること。

（報告）

第9条 事業者は、毎月、「富山市ひとり親家庭学習支援事業状況報告書（様式7）」を作成し、翌月15日までに市長へ提出すること。

（委託料の支払）

第10条 市長は、第3条に規定する委託に要する費用として、毎年予算の範囲内で事業者
に委託料を支払うものとする。

2 委託料の対象経費は、事業の実施に必要な次の各号に掲げる経費とする。

- （1）賃金、報償費、旅費
- （2）需用費
- （3）役務費
- （4）その他市長が必要と認める経費

(秘密を守る義務)

第11条 事業者、コーディネーター、管理者及び学習支援員は、事業により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、コーディネーター、管理者及び学習支援員でなくなった後も同様とする。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

この要綱の施行の日前においても、改正後の要綱の規定により行う事業の実施に必要な準備行為を行うことができる。

様式1 (第5条関係)

富山市ひとり親家庭学習支援対象家庭登録申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者氏名 印
(保護者)

富山市ひとり親家庭学習支援事業対象家庭として登録申請します。

ふりがな			
申請者氏名 (保護者)			
住 所	〒 ー		
連 絡 先	(自宅) ー ー		
	(携帯) ー ー		
ふりがな			
児童氏名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
中学校名	中学校	学 年	年生
特に学習したい教科	国語	社会	理科 数学 英語
希望会場	第一希望 ()	第二希望 ()	第三希望 ()
緊急時の連絡先			
特記事項			

※以下の□にチェックをいれてください。

現在、学習塾、家庭教師、通信教育を利用していないことに相違ありません。

様式2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市長

富山市ひとり親家庭学習支援事業利用決定通知書

富山市ひとり親家庭学習支援事業の利用について、次のとおり利用を決定しましたので通知します。

利用者（児童）名	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日

様式3（第6条関係）

（宛先）富山市長

年 月 日

届出者（保護者）

住所

氏名

富山市ひとり親家庭学習支援事業利用辞退届

富山市ひとり親家庭学習支援事業の利用について、下記のとおり利用を辞退します。

利用者（児童）名	
辞退の理由	

様式 4 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

富山市長

富山市ひとり親家庭学習支援事業利用停止通知書

富山市ひとり親家庭学習支援事業の利用について、次の理由により停止します。

利用者（児童）名	
利用停止期間	年 月 日 から 年 月 日

利用停止の理由	
---------	--

様式5（第8条関係）

富山市ひとり親家庭学習支援対象家庭名簿

登録 番号	申請者（保護者）			対象児童		
	ふりがな 氏名	住所	電話番号	ふりがな 氏名	学校名	学年
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式6 (第8条関係)

富山市ひとり親家庭学習支援員名簿

登録 番号	登録 年月日	ふりがな 氏名	生年 月日	性別	住所	電話番号	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

様式7 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 富山市長

(事業者)

住 所

団 体

代表者氏名

印

富山市ひとり親家庭学習支援事業状況報告書

(年 月分)

開催日	対象児童		学習支援員
	登録者	出席者	
月 日	人	人	人
月 日	人	人	人
月 日	人	人	人

(備考欄)